

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則 第三十条の二の三の物質を定める告示等の 一部を改正する告示案について

平成20年10月
総合政策局

目的・背景

危険物の海上運送に関しては、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）に基づく国際海上危険物規程（IMDGコード）に技術基準が定められており、我が国においては危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号。以下「規則」という。）等において国内担保している。

今般、本年5月に開催されたIMOの第84回海上安全委員会（MSC84）において環境有害物質の判定基準の追加等を内容とするIMDGコードの改正が採択されたことから、その内容を我が国内においても担保する必要があるため、規則等の改正を行うこととしているが、それに伴い、所要の改正を行うものである。

概要

（1）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十条の二の三の物質を定める告示（平成4年運輸省告示第323号）の一部改正

IMDGコード及び規則における危険物の分類基準の変更に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第38条第1項第4号において、船舶から排出された場合に通報が必要とされている物質を定める。

（2）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十七第一項第一号イ(3)の容器及び包装を定める告示（平成4年運輸省告示第324号）の一部改正

（1）の改正に伴い、標札を付すことを要しない容器及び包装の基準を、「5リットル（固体にあっては、5キログラム）を超えないもの」にする。

（3）経過措置

平成22年1月1日までの間は、従前の方法によることができることとする。

スケジュール（予定）

公 布 : 平成20年12月中旬

施 行 : 平成21年1月1日